

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

告 示

- 告示第81号 令和7年6月宇治市議会定例会の招集
.....（財政課）…2

公 告

- 公告第36号 宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更
.....（農林茶業課）…2

教 育 委 員 会

- 規則第3号 宇治市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学す
べき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則……………2

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第6号 直接請求に必要な選挙人の数……………2

監 査 委 員

- 告示第1号 宇治市監査基準の一部を改正する基準……………2
○公表第12号 財政援助団体等監査の結果に基づく措置の通知
……………3
○公表第13号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………3

正 誤

- 2025年（令和7年）5月23日付け宇治市公報第2527号
……………3

告 示

宇治市告示第81号

令和7年6月宇治市議会定例会の招集について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和7年6月宇治市議会定例会を次のとおり招集します。

令和7年5月30日

宇治市長 松村 淳子

1 期 日 令和7年6月6日

2 場 所 宇治市議場

（揭示済）

公 告

宇治市公告第36号

宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更について

宇治農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該宇治農業振興地域整備計画に係る変更後の宇治農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和7年6月13日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧期間

令和7年6月13日以後、常時備え置くこととします。

2 縦覧場所

宇治市産業観光部農林茶業課

教 育 委 員 会

宇治市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和7年5月27日

宇治市教育委員会

教育長 木上 晴之

宇治市教育委員会規則第3号

宇治市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

宇治市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則（昭和56年宇治市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の西小倉の項を次のように改める。

にしおぐら	小倉町（大池・西浦・西大池・蓮池・堀池・南浦・南堀池・山際の全部及び神楽田・新田島・西山の一部） 伊勢田町（北遊田・砂田・中遊田・西遊田・東遊田・南遊田・遊田の全部及び北山・毛語の一部） 槇島町（西鴨沢・西鴨巣・東鴨沢・東鴨巣の全部）
-------	---

安田町の全域

別表第1の北小倉の項及び南小倉の項を削る。

別表第2の北宇治の項中「北小倉小学校通学区域の全部」を削り、同表の西小倉の項中「

西小倉小学校通学区域の全部

南小倉小学校通学区域の全部

「にしおぐら小学校通学区域の全部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、宇治市立北宇治中学校に就学している生徒に係る就学すべき市立学校の指定については、なお従前の例による。

（揭示済）

選 挙 管 理 委 員 会

宇治市選挙管理委員会告示第6号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併協議会設置の請求及び合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に必要な、令和7年6月2日現在の選挙人名簿における選挙人の数を次のとおり定めます。

令和7年6月2日

宇治市選挙管理委員会

委員長 森居 研治

1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

3,020人

2 地方自治法第76条、第80条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

50,321人

3 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の6分の1の数

25,161人

（揭示済）

監 査 委 員

宇治市監査委員告示第1号

宇治市監査基準の一部を改正する基準を、次のとおり定める。

令和7年5月29日

宇治市監査委員

宇治市監査基準の一部を改正する基準

宇治市監査基準（令和2年宇治市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第22条の5第3項」を「第22条の4第3項」に改める。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

(掲示済)

宇治市監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和7年5月30日

宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
真田 敦史

- 1 監査の結果を公表した日
令和7年3月31日（宇治市監査委員公表第7号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 産業観光部 産業振興課
宇治商工会議所

監査期間 令和7年1月6日～令和7年2月21日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	出納業務及び契約事務について 委託料の支払について、業務完了前の支払が見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。	業務完了前の支払について、支払処理時の確認が不十分であったため発生したものであり、今後は二重に確認体制をとり適正に支払事務を実施するよう指導いたしました。 所管課として、適正な処理が行われるよう、引き続き指導してまいります。

(掲示済)

宇治市監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

令和7年5月30日

宇治市監査委員
池上 哲朗
松岡 ゆかり
真田 敦史

- 1 監査の結果を公表した日
令和7年5月19日（宇治市監査委員公表第9号）
- 2 当該通知に係る事項
次のとおり。

監査対象 健康長寿部 長寿生きがい課

監査期間 令和7年2月3日～令和7年3月26日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	委託料支出状況について 支出負担行為の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	委託契約日と委託期間始期が異なっており、委託期間始期に合わせて支出負担行為起票を行ったため遅れが生じたものです。改めて、各係にて事務執行の手順について確認を行えるよう、年度初めに委託契約にかかるチェックリストを作成し、管理する運用を徹底することとしました。
2	補助金支出状況について 支出負担行為が補助金交付決定日より前に行われているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	宇治市補助金等交付規則及び補助金等の交付に関する事務処理上の留意事項に基づいた適切な事務執行について、課内にて周知しました。

監査対象 健康長寿部 健康づくり推進課

監査期間 令和7年2月3日～令和7年3月26日

監査結果（指摘事項）		措置状況等（改善内容）
1	補助金支出状況について 支出負担行為日が補助金交付決定日より遅れているものが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。	宇治市補助金等交付規則及び補助金等の交付に関する事務処理上の留意事項を確認し、以後、適正に処理するよう課内で周知しました。

(掲示済)

正 誤

2025年（令和7年）5月23日付け宇治市公報第2527号中

ページ	欄	行	誤	正
1	左	下から 4行目	木幡中学校体育館空調設置ほか改修工事に係る条件付一般競争入札	木幡中学校配膳室設置ほか工事に係る条件付一般競争入札